

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号口の指定をしたので、同法第一百五十九条第一項第二号の規定に基づき公示する。

令和七年一月十五日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 赤澤 亮正

計量法第十六条第一項第二号口の指定をした届出製造事業者

指定番号	〇二二六〇四
指定年月日	令和七年一月十五日
事業の区分の略称	質量計第一類
届出製造事業者の名称	株式会社クボタ
指定する工場又は事業場の名称及び所在地	株式会社クボタ 精密機器事業ユニット 精密機器製造部 京都事業所 京都府八幡市戸津南代32番地2